

19 誰もが利用しやすい図書館を目指して：障害のある学生・教職員へのサービス

著者	飯塚 潤一
内容記述	<p>研修：令和元年度大学図書館職員長期研修 主催：筑波大学 期間：令和元年7月1日～7月12日 会場：筑波大学春日エリア情報メディアユニオン2階メディアホール等</p> <p>2020年長期研修開催中止により参考資料として追加した(2020/6/11)</p>
発行年	2019-07
URL	http://hdl.handle.net/2241/00157209

誰もが利用しやすい図書館を目指して —障害のある学生・教職員へのサービス—

飯塚 潤一（筑波技術大学）

1. はじめに

2019年6月21日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、読書バリアフリー法)^{1),2)}が成立した。この法律の目的は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することである。これは、昨年度の研修会で紹介した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」³⁾の流れを受けたものである。本稿では、読書バリアフリー法の概要を紹介するとともに、あわせて図書館における具体的な対応方法を提案する。

2. 高等教育機関で学ぶ障害学生

2.1 障害学生の在籍者数

日本の大学で学ぶ身体に障害のある学生(以下、障害学生)は、2019年5月現在、33,683人である(2018年5月と比較して3,493人増)。全学生数(303万人)に占める障害学生の在籍率は1.1%になった(図1)⁴⁾。

また、大学792校に対し障害学生が在籍している学校数は680校(全大学の85.9%)で、多くの学校に障害学生が在籍している。障害種別では、視覚障害が832人、聴覚・言語障害が1,825人、肢体不自由が2,252人、病弱・虚弱が10,849人、重複が480人、発達障害が5,977人、精神障害が9,158人等となっている(図2)。

2.2 障害学生に対する支援体制

上述の調査⁴⁾によれば、大学等に「対応要領または基本方針、規程等がある」は508校、「2019年度中に策定予定である」の41校を合わせると549校(69%)となり、約7割が何らかの規程等を持っていることになる。また、障害学生支援に関する「専門委員会を設置」は348校、「他の委員会が対応」の374校を合わせると722校(全大学の91%)となっている。大学附属図書館の対応は、対応要領や委員会の方針に準拠することになるので、その内容などを確認しておくが良い。

3. 読書バリアフリー法と障害者差別解消法

3.1 図書館における障害者とは誰か

障害者差別解消法については、昨年の研修会で詳説したので⁵⁾、本稿では概要を再掲する。同

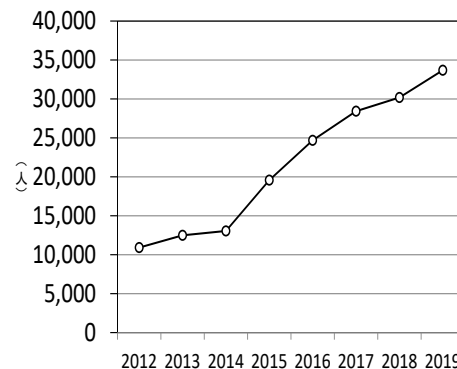


図1 障害学生の在籍者数の推移

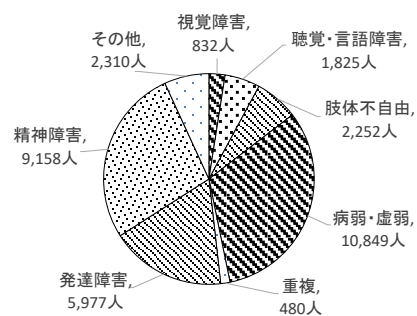


図2 障害別在籍学生数(2019年)

法第2条では『障害者』は以下のように定義されている(丸付き数字は筆者による)。

①身体障害, 知的障害, 精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって, ②障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活(←“大学図書館利用”と読み替え)に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この条文の①は, 障害は個人の病気やけがなどによる心身の機能障害で『医学モデル』と言われるものである。障害者差別解消法ではこれに加えて, ②として障害は社会が作り出したものと捉え, その解消には社会環境(図書館を含む)を変えることが必要と考える『社会モデル』が規定されている。

まず, 図書館利用への制限を利用の流れから考えると, ①入館する, ②本を探す, ③OPAC で蔵書・文献を検索する, ④書棚から書籍を選ぶ, ⑤(閲覧席で)本を読む/学習室で勉強する/PC を利用する/AVブースでDVD等

を視聴する, ⑥本やAV教材等を借りる, ⑦図書館司書に相談する, ⑧退館する, だろうか。

これらのどこかに何らかの障壁がある人を障害者とする, 視覚障害学生・教職員は②③④⑤⑥が, 車いすを利用する下肢不自由学生・教職員は①④⑤⑥⑧が, 聴覚障害学生・教職員は⑤⑦が相当する。

さらに日本語の苦手な留学生なども考慮する必要がある。これを横軸に障害別, 縦軸に図書館利用の流れを取った表にまとめてみると(表1), どの場面で, 誰にどのような障壁があるか一読できる。

表1 図書館利用シーンと障害別の障壁(例)

	視覚障害	聴覚障害	下肢不自由	上肢不自由	...
入館/退館する			入口の段差が超えられない	重いドアが開けられない	
本を探す OPACで検索 書棚から選ぶ	PC画面が見えない 本が選べない		高い書棚が届かない 持ち運べない	厚い/重い本が持てない	
(閲覧席で)本を読む 学習室で勉強 PC利用 AVブースで視聴		AV教材が聞こえない	机に近寄れない ブース入口に段差		
本を借りる	カウンターがわからない				
その他 トイレ 相談	トイレの場所がわからない	会話ができない	通常のトイレが使えない		

3.2 どの時点で対応するか

障害者差別解消法 第7条2では, 「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において(後略)」とあり, 障害学生・教職員から, 図書館利用に障壁があるとの申立てがあった場合に対応することになる, その対応は『義務』である。しかし, 申し立てがあってから対応策を考えればよい, というわけではない。基本方針 第5-1 環境の整備 に「不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置については, 個別の場面において, 個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。」とあり, あらかじめ障壁のない状態にしておくことを求めている。対応は『努力義務』である。

表2 合理的な配慮と事前的改善措置

	該当項	タイミング	順守	内容
合理的な配慮	第7条2	障害学生・教職員からの意思表明があった場合	義務	障害に応じた個別対応
事前的改善措置	第5条	不特定の障害学生・教職員を想定して, あらかじめ	努力義務	バリアフリー, ユニバーサルデザイン

例えば、杖を利用する人からの要望を受け、手すりをつけるのは“合理的な配慮”になり、不特定多数の利用者のために入口にスロープを設置することは“事前的改善措置”である。合理的な配慮は、障害の特性や程度、各施設の状態など応じて変わりうる多様で個性が高いものと言える。すなわち合理的な配慮と事前的改善措置は両輪と言える(表 2)。

3.3 どの程度まで対応するか

障害者差別解消法が具体的な措置を義務づけている対象は2つに分けられている。

- ・行政機関等(国の行政機関, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人)
- ・事業者(商業その他の事業を行う者)

これを図書館に当てはめると次の表ようになる(表 3)。

表 3 各図書館と順守義務

	国立大学図書館, 公立大学図書館	私立大学図書館
不当な差別的取扱いの禁止	義務	
合理的配慮の提供	義務	努力義務
基礎的環境整備	努力義務	

さて、障害者差別解消法 第 7 条 2 では、「行政機関等は、(略)実施に伴う負担が過重でないときは、(略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされている。条文ではよく理解できないが、基本方針の“対応要領・対応指針”などによると、この『負担が過重でない』⁶⁾か否かは、1.事務・事業への影響の程度、2.実現可能性の程度、3.費用・負担の程度、4.事務・事業規模、5.財政・財務状況 から判断することになる。

たとえば、多目的トイレを建物を新築・増築する際に最初から設計に組み入れたり(ユニバーサルデザイン)、障害学生・教職員からの要望を受けてトイレに手すりをつけたりする(バリアフリー)ことが望ましい。しかし、スペースが確保できない、工事費用が高額になる、などから改修できない場合は過重な負担に該当する、と筆者は考える。すなわち障壁を除去する際に過重な負担が生じる場合は、社会的障壁を除去する必要はない、とも解釈できる。いずれにしても、障害学生・教職員と相談して、その意向や、図書館の状況を総合的に検討することが必要である。

4. 読書バリアフリー法とは

4.1 概要

読書バリアフリー法は、2018年5月著作権法改正⁷⁾、2018年10月マラケシュ条約告示⁸⁾に続き、読書が困難な人々の読書環境を整備することを目指して、2019年6月に施行された。同法の目的は、第1条:視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、全ての国民が等しく活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指している。その基本的施策としては、第9条から17条にわたり以下の項目が挙げられている。①図書館利用に係る体制整備、②インターネットを利用したサービス提供体制の充実、③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援、④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進、⑤外国からのアクセシブルな電子書籍の入手のための環境整備、⑥端末機器・これに関する情報の入手支援、⑦情報通信技術の習得支援、⑧電子書籍・端末機器に係る先端的技術の研究開発の推進、⑨製作人材・図書館サービス人材の育成

4.2 対象者と主体者

読書バリアフリー法の対象は、名称にも使われている視覚障害者等であり、その“等”は第2条に、視覚障害だけでなく、文字を読むことが困難な発達障害(ディスレクシアなど)、寝たきりや本が持てない肢体不自由、その他の障害と規定されている。対象が増えることによって、利用しやすい書籍も視覚障害者を想定したこれまでの点字図書、拡大図書だけでなく、テキストデータや電子書籍などが加わった。電子書籍としては、視覚障害者用の DAISY 図書に加えて、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等と記載されている。その結果、関係者も公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館、点字図書館、サピエ図書館(点字図書などのネットワークサイト)、出版社、電子書籍製作者、端末機器開発会社、司書、点訳・音訳者、など非常に増えた。

条文のうちで、図書館関係者に最も関係するのは第9条である。

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

では、これらの組織・人を主体的にマネジメントするのは誰かという点、各条文の主語をみるとわかる。いずれも「国は」や「地方公共団体は」で始まるもので、図書館が主語になっている条文はない(表4)。

表4 条文の主語

政府	文科大臣及び 厚労大臣	国	地方公共 団体	国及び 地方公共団体
6条	7条	4, 11-2, 12, 13, 16, 18条	5, 8条	9 , 10, 11, 14, 15, 17条

また、それぞれの条文が、どの程度の拘束力があるかは条文の述語をみるとわかる。そのほとんどの文末が「講じる」となっており、9条の文末は講じると記載されている(表5)。

表5 法的拘束力

法的義務	努力義務	講じる
6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。	8条 地方公共団体は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。	9 , 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17条
7条 文科大臣及び厚労大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本的な計画を定めなければならない。		

4.3 基本計画

さて、17条までには誰が、何をするかについては理念として記述されているが、具体的な施策については書かれていない。そこで最後の18条に関係者で協議する旨が記載されている。

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図

るため、文部科学省、厚生労働省、(途中略)出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

これを受け、関係者による“視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会”が2019年11月から5回開かれ、2020年4月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(案)」が公開された⁹⁾。同基本計画は2020年度から2024年までを対象としている。

大学図書館に関する9条に関しては、以下のように記載されている。

【基本的考え方】公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館(以下「公立図書等」という。)並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。

今後、パブリック・コメント募集、政府内での調整を経て、本年6月に公表される予定である。

5. 図書館では具体的にどう対応するか^{10),11),12)}

前項までのように、障害者差別解消法では障害者を差別せず、読書バリアフリー法では国民すべてが等しく書籍が読めるよう読書環境を整備することを目指していることは理解できる。しかし、いずれも理念的な内容にとどまり、具体的な推進方法は、あいまいなままである。その一方、2節で紹介したように障害のある学生の入学は増え、図書館としても何らかの対応は必須である。

5.1 最初の取組み

表1に示したように、図書館を利用する際に、障害別にどのような障壁があるかを総論的に考えたら、各大学個別の状況を重ね合わせる必要がある。これらを踏まえて、誰のどの障壁に対応するかを決定する。

障壁の整理(障害学生支援室と連携) × 障害種別学生数を確認(教務課等に確認)

× 図書館の利用頻度(*)

*:整備されていないために頻度が少なく、ニーズがないとは言い切れないことに注意

5.2 当事者を交えて

障害者の参画は、障害者権利条約にスローガンとして『Nothing About Us Without Us』(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)と明記されている。障害者差別解消法は、その理念を引き継いでおり、改善案を検討する際には、障害学生・教職員の意向を聞くことは非常に重要である。たとえば、視覚障害と言っても、視力/視野の程度、歩行/移動のスキル、先天/後天か、支援機器の使いこなし技術、図書/文献の文字サイズ、等によって生じる障壁は異なり、必要な支援は様々である。

障害者差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と記されているが、障害学生・教職員から要望される前に、図書館としてできることはやるべき、と考える。3.2で述べたバリアフリー対応、ユニバーサルデザイン対応である(表6)。

表6 バリアフリーとユニバーサルデザイン

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
入口/出口	段差解消ステップ	手すり付きの緩やかな屋根付きスロープ
カウンター, 閲覧机	低めのテーブル	低めで車いすが接近しやすいローカウンター
書架	車いすが通れる間隔, 教科書・参考図書だけは手の届く高さに配架	車いすが旋回できる広い間隔, 高さの低い書架を常設
トイレ	便器・手洗いに手すりやバーを設置	障害者用・多目的トイレ

6. 障害別の対応例

図書館における障害者差別解消法に対する対応については、日本図書館協会から運営方針から各種サービスなどについてのガイドライン¹³⁾とチェックリスト¹⁴⁾が公開されているので参考になる。

6.1 図書館へのアクセス

(1) 肢体不自由者向け

図書館利用における最初の障壁は入口の段差である。そのため、玄関前の段差の部分に段差プレートをつけるのは比較的安価で、容易にできる(バリアフリー 図3)。もし、改修可能

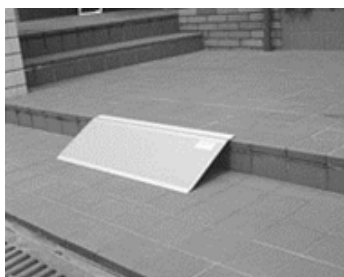


図3 段差プレート



図4 スロープ

であれば、設計時点から手すり付きの緩やかなスロープを設置する(ユニバーサルデザイン 図4)。

6.2 カウンターでの対応

(1) 肢体不自由者向け

窓口カウンターの高さに配慮する必要がある。車いす利用、または長時間立っていることが難しい学生・教職員のために、ローカウンターを新設したり既存のカウンター隣に机を並置すると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害学生の足取りや振舞いを観察して、付添い者ではなく本人に声掛けする。特に弱視学生の場合は外見ではわからないことがある。入館利用証の記入などに際して、「内容をお読みしましょうか」「代筆しましょうか」「何かお困りですか」などと問いかけてみる。資料などが見えていない、どこに書いたら良いか迷っているように感じた場合は、記入する場所に指をあてたり、本人に意向を聞いたうえで代筆したりする。『サインガイド』(図5)を用意しておく、必要な部分だけ見えるので、まっすぐ書いたり署名したりできる。商品もあるが、各図書館個別の書式にあわせて黒画用紙を切り抜いて作ることもできる。なお、記入箇所は、はっきり枠取りし、文字は大きく見やすいフォントで作成しておく、誰にでも見やすく、わかりやすい。

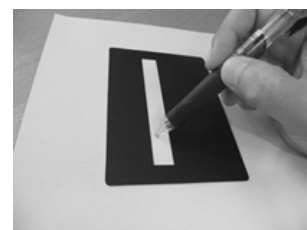


図5 サインガイド

(3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者とのコミュニケーション方法には、手話、口話、筆談などがある。口話は、発話者は口をはっきり開けてゆっくり発声し、聞き手の聴覚障害者が声を聞きながら口の形を読みとる(読話)方法で、補聴器を活用してある程度聞き取れる聴覚障害者に有効な手段である。筆談は『筆談器』(図 6)などに文章や図などを書いて意思伝達を行う方法である。正確さが求められるやりとりでは双方の誤解を防ぐために効果的である。



図 6 筆談器

まず、カウンターで説明など聞き取れていないように感じた場合は、聴覚障害者本人の顔を見て(マスクをしている場合は外す)、口を大きく開けてゆっくりはっきり話してみる。難聴学生の場合は外見ではわからないことがある。本人から「ゆっくり話してください」「筆談をお願いします」「手話通訳者と一緒に来ました」など、申し出ることがあった場合は、できるだけ沿うようにする。

手話は難しいと思われがちだが、たとえ片言の手話であっても、手話を用いることは、より良い関係を作ることができるので、あいさつ程度の手話は覚えておきたい。

6.3 掲示物への配慮

(1) 視覚障害者向け

弱視の場合、文字や情報を拡大したり白黒反転にしたり、設置位置に配慮したりすることで見やすさを向上できる。筑波技術大学で



図 7 白黒カレンダーと掛け時計 図 8 大きな文字を使用した掲示物



は、白黒反転カレンダーを使用し、掛け時計も隣接して目の高さに下げて設置している(図 7)。図書館内に掲示する新刊図書紹介、開館・休館、イベント開催通知などの文字サイズはできるだけ大きくすると、単眼鏡などを使用せずに見やすい。さらに筑波技術大学では、フォントはユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用している(図 8)。

図書館の掲示物には、できるだけ大きな文字サイズを用いることに加え、フォントはゴシック体を勧めたい。明朝体は、横線に対して縦線が太く、横線の右端、曲り角の右肩に三角形の山(ウロコ)がある。それに対してゴシック体は、縦と横の太さがほぼ同じウロコがほとんどないからである。有償だがフォントメーカーから販売されている『ユニバーサルデザイン書体』(図 9)を使うと、見やすく、似た文字種を識別しやすくなる。



図 9 ゴシック体(左)とUDフォント(イワタ)(右)

また、カラー印刷物が見にくいこともある。医学用語では「色覚異常」(「色覚障害」「色覚特性」とも言われる)、色の区別が難しい障害である。日本人では男性の 20 人に 1 人(5%)、女性の 500 人に 1 人(0.2%)の割合といわれ、日本全体で約 300 万人にもなる。この数は、障害者の数(障害者手帳を有している)が 394 万人と比較すれば、決して少なくない人数である。「緑と濃い赤を隣接さ

せない、色だけで情報を提示しない」など配慮すべき事項があり、掲示物への対応は重要である。詳しくは、情報サイト¹⁵⁾を参照されたい。

6.4 館内の移動や誘導

(1) 肢体不自由者向け

館内では、車いす利用者に対して入り口や廊下などを楽に移動できることが必要である。車いすが通れる幅として 90cm 必要で¹⁶⁾、書架の間隔はそれ以上確保したい。また、車いす利用時に手の届く最低と最高の高さは 20cm～155cm とされている。すべての蔵書をその高さに配架できないにしても、講義関連図書など利用頻度が高い書籍は、できるだけ取りやすい高さに配置すると良い。

(2) 視覚障害者向け

視覚障害者の歩行支援(ガイドヘルプ)もすぐにできる支援方法である。「お手伝いしましょうか」と一声かけて読書コーナーまでの誘導を提案する。全盲の場合は白杖を持っていない側に立ち、当該学生に触れるようにしてひじを軽く差し出すと、本人から持ってくれる。足取りを確認してゆっくり歩き、椅子に誘導して座ってもらう。その後、黙って離れるのではなく声掛けする。くれぐれも視覚障害者の腕や衣服をひっぱったり、後ろから押ししたりしないようにする。障害物がある場合は一度立ち止まり「机があるので、よけて歩きます」と一声かけて、誘導すると安全である(図 10)。



図 10 歩行の誘導と椅子の勧めかた

(3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者には、館内図などを示して館内のレイアウトなど理解してもらう。資料があれば、身振り、指さし、筆談などで「閲覧や貸出し前に読んでみたい」旨を伝え、理解してもらえたかを確認する。資料などは短く簡潔に書き、記号や図も付記するとわかりやすい。また、「呼ばれてもわからず、常に声掛けについて不安」と感じることが多いので、直接声掛けする旨も伝えておく。

6.5 館内の設備他

(1) 視覚障害者向け

白杖を使用する視覚障害者が図書館内を安全に移動する際の対応として、点字ブロックの敷設が思いつくが、車いす利用者や杖を利用する学生・教職員には、点字ブロックの凹凸は逆に車輪を取られたり、杖が引っかかったりしてしまう危険性がある。それを改善する製品として『歩導くん』¹⁷⁾がある(図 11)。凹凸が少ないので白杖と車椅子の利用者双方にとって有用である。既存の床の必要な部分だけに置くだけで、カウンター前やトイレ入口など目印になる部分だけ敷設するのも良い。



図 11 歩導くん

大学で整備したいのは、『拡大読書器』である(図 12)。印刷物をカメラで撮った画像をディスプレイに見やすい拡大倍率で表示する機器で、白黒反転表示もできる。見え方の異なる弱視学生・教職員が自分に適した文字サイズに拡大して、本や論文などを読むことができる。使い方は簡単で誰でもすぐに使えるので、事前的改善措置としてあらかじめ購入しておいても良い。

なお、弱視者向け機器として代表的な『ルーペ』や『単眼鏡』は、自分用のものを所有していることが多く、個別性が高い製品なので、図書館で必ずしも常備する必要はない。

全盲学生・教職員の多くは点字を利用している。点字を利用＝点訳ソフトウェアや点字プリンターが必須、と考えがちだが、点訳には一定の規則がありすぐに習得できるものではない。全盲学生・教職員が、盲学校や点字図書館とのつながりを持っている場合、そこに点訳依頼する方法は効率的である。なお、本人との話し合いで、入手した点字データを頻繁に印刷したい、という要望があった際には、点字プリンターの購入を考える必要があるかもしれない。ただし、高額な物だけに機種選定には時間をかけたい。

大学で整備したいのは、テキストファイルを提供したり、点訳を依頼したりできる『支援体制』である。全盲学生・教職員はほぼ全員が、パソコンで情報を読み書きするために、テキストファイルを合成音声で読み上げる『スクリーンリーダー』を使用している。そこで図書館などで掲示したり配布したりする印刷物は、元となる Word などの電子データを、すぐに提供できるようにしておくが良い。図書館来館時に USB メモリで提供したり、メールで送信したりすれば晴眼者と時間遅れなく情報共有ができる。最近では、PDF 形式のデータが多用されるが、スクリーンリーダーで正確に読み上げられる Word データで提供することが望ましい。

他に視覚障害者や本をめくることが難しい肢体不自由者などのために『対面朗読』がある(図 13)。単に静穏な場所で本を読むだけのように感じるが、専門書をよみなく正確に朗読することは意外に難しい。地域の朗読ボランティアに依頼したり、図書館の学問分野を知る上級生に依頼したりすることも検討されたい。

視覚障害者向けの図書として、点字本や DAISY(デイジー)図書がある。依頼があった時に、すぐに取寄せられるよう、地域の点字図書館と連携しておくが良い。ちなみに視覚障害者限定だが全国の点訳書や DAISY 図書を入手できる“サピエ”¹⁸⁾、視覚障害者向け図書サービスを行っている“国立国会図書館”¹⁹⁾などの情報は知っておくが良い。また、“青空文庫”²⁰⁾からは、誰でも文芸作品のテキストデータをダウンロードすることができる。

最後に

大学附属図書館の司書やスタッフの皆さんは、これまでも蔵書、文献および各種情報を、利用者を使いやすく整備することに努めてきたと思う。読書バリアフリー法は、その取り組み姿勢を変えるものではない。しかし、同法の施行をきっかけに、障害者への個別対応も求められている。本稿で紹介したように、特別なスキルがなくても、また予算をかけなくても、できることはいろいろある。『できることからすぐに始める』ことが大事である。障害学生・教職員の声をよく聞いて、より快適な図書館を構築していただきたい。

参考文献

- 1) 厚生労働省、読書バリアフリー法について、2019



図 12 拡大読書器



図 13 対面朗読

- <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000520873.pdf>
- 2) 文部科学省, 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について, 2019
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1418383.htm
 - 3) 内閣府, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律, 2013,
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
 - 4) 日本学生支援機構, 令和元年度(2019年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査, 2020
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html
 - 5) 筑波大学, 大学図書館職員長期研修 令和元年度 講義記録, 2019
<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/choken/2019/nittei.html>
 - 6) 川島, 飯野, 西倉, 星加, 合理的配慮, 有斐閣, 2016, (ISBN 4-641-17422-1)
 - 7) 文化庁, 著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について, 2019
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
 - 8) 外務省, 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約, 2019
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html
 - 9) 文科省, 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(案)に関するパブリック・コメント(意見公募手続)の実施について, 2020
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00190.html
 - 10) 日本図書館協会障害者サービス委員会, 図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻・下巻, 日本図書館協会, 2018, (ISBN 4-820-41802-3), (ISBN 4-820-41803-0)
 - 11) 野口武悟, 植村八潮, 図書館のアクセシビリティ:「合理的配慮」の提供へ向けて, 樹村房, 2016, 219p, (ISBN 4-88367-262-2)
 - 12) 佐藤聖一, 1 からわかる図書館の障害者サービス:誰もが使える図書館を目指して, 学文社, 2016, 176p, (ISBN 4-7620-2521-1)
 - 13) 日本図書館協会, 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン, 2016, http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html
 - 14) 日本図書館協会, JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト, 2016, <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>
 - 15) NPO 法人 カラーユニバーサルデザイン機構, <http://www.cudo.jp/>
 - 16) 国際図書館連盟ディスアドバンティジド・パーソンズ図書館分科会作業部会, IFLA 病院患者図書館ガイドライン 2000, 日本図書館協会, 2001, 82p, (ISBN 4-8204-0118-6)
 - 17) 歩導くん, トーワ株式会社, <http://www.hodohkun.jp/index.html>
 - 18) サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク), <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>
 - 19) 国立国会図書館(障害者サービス), <http://ndl.go.jp/jp/service/support/index.html>
 - 20) 青空文庫, <http://www.aozora.gr.jp/>